

税制調査会（第13回総会）終了後の記者会見議事録

日 時：平成27年7月2日（木）16時09分～

場 所：中央合同庁舎第4号館11F－共用第一特別会議室（1113号室）

○記者

まず、中里会長から総括をお願いします。

○中里会長

今日は、皆様お聞きのとおり、長い時間をかけ、様々な議論を行いました。基本的には、今後の方針について私の方で説明させていただき、今後のファクトの説明における一番基本的な最初のところを事務局からお話しいただき、かつ骨太の方針についての説明も頂戴しました。その上で後半は、ほぼ全員の委員の方々から御意見を頂戴し、フリーディスカッションを行ったということで、今後のインテンシブな議論の出発点として上手くいったのではないかと思います。

○記者

骨太の方針で税体系のオーバーホールという形で、特に所得税を中心に抜本的な見直しを行うという注文がつけましたが、この20年間大きな改正が無い中で、どのような方向性で議論していきたいと考えていますか。

○中里会長

今日も様々な御意見が出ましたが、皆様の御意見を尊重しながら運営は考えていかなければならないのは当然のことですが、去年、基礎問題小委員会で配偶者控除等について一生懸命議論をしましたが、その延長線上で所得税の全体構造の見直しについて議論していくことになると思います。

したがって、去年は配偶者控除を中心に議論しましたが、それに留まらず、より幅広く様々なことを議論しながら所得税の負担構造のあり方について、骨太の方針の考えもある程度受けながらこちらで考えていきたいということです。

○記者

議論の中でも何人かの委員の方がおっしゃっていましたが、負担構造の見直しという中で社会保険料が非常に大きい。これについては税というよりもまた別の概念の議論になるのだと思いますが、これをどのように扱っていくのか。今後の方針と、将来的に人口動態はこれから目まぐるしく変わっていく中でどのように税体系を作っていくのか。中里会長から最後に、対症療法ではなく、将来を見据えて練り上げていくという御発言がありましたが、どのような形をイメージしているのか御説明いただければと思います。

○中里会長

社会保険料については、確かに講学上は公租公課ということで、租税と類似だという考えもあり得ます。例えばアメリカは内国歳入庁がタックスと一緒にソーシャルセ

キュリティーも徴収しているということがありますが、日本では、保険料と税は別のものとされています。それは国会が作り出した今の制度を前提として議論をしていくことがまずは必要になってくると思います。

社会保険料については社会保険料について議論する審議会等もありますし、こちらがどこまでそこに踏み込んで議論すべきかは、そう簡単に何でも走ればよいというものではないと思います。しかし、両者は密接に関係しているため、税の中で社会保険料の扱いがどのようになるかということをおある委員がおっしゃっていましたが、そのような視点もあるのかもしれませんが、今すぐに決める話ではないため、様々な要因の中で個人が負担する所得税、住民税、そして社会保険料をトータルに見ながら税制の方としてどこまでできるか、すべきか、ということについて理論的に真面目に議論していきたいと思います。

○記者

骨太の方針を見ると、大きな方向性としては、低所得若年層や子育て世代の負担を何らかの形で軽減し、どちらかと言えば中高年齢、年齢ではなく経済力で行うというように言われていますが、これだと年齢の高い層で余裕がある層に負担を求めていくという方向が読み取れると思うのですが、このような方向性で再分配機能を回復、強化するという方向性について、今の時点で国民の中でどの程度コンセンサスが得られていると中里会長自身はお考えですか。

○中里会長

今おっしゃった様な子育て世代や共稼ぎの方々に光を当てるということは、生産年齢人口が減りつつあるということも踏まえ、閣議決定された骨太の方針でも示されていますし、我々もそれは非常に大切なことだと思います。

再分配についてその方々に光を当てるとした場合、反射的にどこに効果があるかということについて様々なお考えがあると思いますが、これは年齢で決められる話ではありません。年齢で税の重さが決まるというわけにはいかず、いくべきでもないと思います。豊かな方、経済的に余裕のある方に負担をお願いするということがあるかもしれませんが、まだそれは今の段階では分かりません。若い方々であっても、豊かな方からは、高齢者の豊かな方と同じようにということはあるかもしれません。

ただ、今おっしゃったように、コンセンサスが重要であるため、こうすべきであると我々が机上の空論で考え、だからこうすべきと、そう簡単に言えるような話ではありません。したがって、まずファクトを押さえ、あるべき税制というものがどのようなものかを皆で議論し、その上でそれを国民の皆様ができる限り謙虚にお示しし、またプレスの方々にも丁寧に御説明した中で国民のコンセンサスの形成のために努力していく。最後は政治的な決断になるのですが、国会の方でしっかりと決めていただく。我々はそのための参考資料を作っているということです。

○記者

佐々木特別委員から指摘があったと思いますが、28年度税制改正で作業をするものと、来年夏の中期答申を念頭に議論していくものとを切り分けなければいけないのではないかというお話があったと思いますが、中里会長としては、控除をどのようにするのか、あるいは控除を改革するのであれば、所得控除をするのか、税額控除であるのか、累進構造など、一つ一つメニューを、この部分は28年度税制改正、あるいはこの部分は来年夏の中期答申、というように、どこかの時点で切り分ける作業をするのか、あるいはそれをこの秋の中間取りまとめで打ち出すのかを教えてください。

○中里会長

今日再スタートしたばかりであり、確実に決まっているわけではないですが、秋に行う論点の整理云々というのは、来年の中期答申をにらみ、そのための準備作業ということになると思います。28年度税制改正については、また別途そのようなことを議論する必要がある場合もありえますし、あるいは中期答申のためにその時間が余りとれないということもあるかもしれませんが、これも様子を見ながら考えていくしかないということで、これは年度改正で、これは中期答申でと、最初から仕分けるということではありません。時間的な制約等もありますので、中期答申が主たる目的に今はならざるを得ないと思います。

○記者

税収中立ということについてですが、複数の委員から指摘があったと思いますが、どちらかというところ、増収側に寄った議論になるのではないかと。つまり、今までの控除を拡大されてきたり、課税ベースが脱漏してきたということを考えれば、それを組み替えることは増収の方に行くのではないかと。あるいは税収中立にこだわらず議論した方がよいのではないかとという議論があったと思いますが、中里会長はこの税収中立の枠組みで行うことについては、厳守して議論していくというお考えですか。

○中里会長

骨太の方針の方で税収中立ということが打ち出されていますし、常識的には政府税調の議論もそのような方向でいくのが妥当ではないかと思えます。ただ、そこで税収中立の意味をどのようにするかということは色々あると思いますが、例えば経済成長が続き、結果として税収が増えることは良いことです。そのような場合、どこまで税収中立かということに関しては、また別の議論があるかもしれませんが、通常は、まず今の制度や税収を前提とし、今の経済状況のもとで考えた上で、確か差別的帰着と言うのでしょうか、ある制度を変えた場合に負担構造に全体としてどういう効果が出るのかという意味の、他の条件を一定としたならばこうだという意味の税収中立ということでしょう。

○記者

今の関連で一点確認なのですが、秋に中間取りまとめをし、28年度税制改正ということは、視野には入っているという理解でよろしいですか。

○中里会長

どういう意味ですか。

○記者

28年度税制改正で本当に制度を見直すということが視野に入っているかということです。

○中里会長

もちろんこれは行ってみなければ分かりませんが、配偶者控除だけではなく、所得税制度の全体を、ファクトの議論をまず前提としながら、再構成を考えていくということであれば、やはり中期答申に向けて行うということが常識的な線かと思います。

○記者

今日、議論の中で控除の見直しをするべきだという委員の方が多かったと思いますが、それ以外に所得の区分の話もありましたが、これからの議論の対象の範囲として一番主になるのは、まずは控除という理解でよろしいですか。

○中里会長

去年、配偶者控除を素材としてその組み換えについて行いました。したがって、その延長線上で所得税のオーバーホールを考えるのであれば、控除の見直しは比較的素直に次のテーマになりやすいというイメージは持っています。

○記者

去年、配偶者控除については様々な議論がなされたということですが、今回の議論の中で改めて配偶者控除について、深く議論していくということはあるですか。

○中里会長

配偶者控除の改正云々については、メニューという形で去年、十分に議論したのではないかと思います。ただ、それを他の控除との関係でどのように位置付けるか、あるいは所得税全体の構造をどのように考えるかという問題は残っているため、そのような全体の中の一部として配偶者控除についてまた触れることはあるかもしれませんが、それだけにフォーカスをするということではないのではないかと思います。

○記者

骨太の方針の女性の活躍や子ども・子育て支援について、政府税調としては、これが重要だということで今後議論を進めていくということではよろしいですか。

○中里会長

骨太の方針でそのように打ち出されたわけですが、今日の委員の皆様のお話、御意見をフリーディスカッションで伺いますと、どうも皆様、そのような認識の様です。したがって、割とそのような方向になっていくのではないのでしょうか。もちろん今後議論してみないと分かりませんが、私にはそのように受け取れました。

○記者

税込中立のことでお伺いしたいのですが、今日も委員の方々からよく出ていました

が、今、国の借金が溜まっており、財源をどのように確保していくかが非常に大事な中で、なぜこの税収中立という前提から所得税の議論をしなければいけないのですか。所得税を税収中立で行うということは、国の借金が溜まっていく中で、今後は消費税を更に10%以上上げなければいけないと思うところもありますが、今後の財源の確保という意味でこの所得税改革をどのように位置付けていくのですか。中里会長の考えを教えてください。

○中里会長

再来年の4月に消費税率が10%になると法律に書いてあります。その先のことを今話すのは、幾ら何でもどうかという気がするため、その議論は行いません。世の中何があるか分かりませんが、今のところに行く必要はないと思います。

税収中立を言い出すということですが、光を当てる層を若い子育ての共稼ぎの人などを中心に光を当てるということであるため、その方々の負担を考える。その際に、トータルの税負担を増やしたくないという感覚があります。骨太の方針の23ページの歳入改革のところを御覧いただきたいのですが、「歳入面では、社会保障制度を維持するため、経済環境を整える中で、消費税率の10%への引上げを平成29年4月に実施する」、その後に「それ以外の国民負担増（社会保険料を含む）は極力抑制するよう努める（特に低所得者等に配慮。）」と書いてあります。我々もこれと同じような感覚を持っており、再来年の4月に消費税が上がるのであれば、他をそう簡単に上げるわけにはいかない。常識的にそのように思うわけです。

そうであるとすれば、光を当てる層の税金を安くする場合、光の当て方を考える際に、税収中立というものがある程度出てくるのは割と自然なことなのではないかと考えています。

今後、委員の方々の様々なお考えを更に聞いていこうと思いますが、ここに書いてある方針は常識的なところではないでしょうか。

○記者

今のお話の中で、消費税のお話が若干ありましたが、消費税の場合は逆進性が指摘されている中で、所得税の方でそのような低所得者対策のようなものを意識される可能性はありますか。あるいは、現行の経済社会構造の鏡とも言われることがありますが、そのような社会的構造だけを考えて純粋に議論していくのか、その辺りをどのようにお考えですか。

○中里会長

逆進性対策については、政治プロセスの中で今、熱心に議論がなされているところです。したがって、そちらの議論をよく見つめ、耳を傾け、そちらの議論の成り行きを見守りたいということです。

所得税の中で逆進性対策ということですが、今日も沢山出ましたが、本当に困っている方々をどのように救うかということは、当然所得税の中では出てくるため、もし

それを逆進性対策と呼ぶのであれば、これは呼び方の問題であり、そのような面はあるかもしれません。

貧しい方々、困っている方々について、その方々を無視することは税制である以上、常識的にはないだろうと今のところは思っています。

○記者

会議の中で委員の方々から、共働きを推奨するようなものや、子育てを推奨するインセンティブのようにも見えるという意見がありました。全般的には国民に理解されているところだとは思いますが、税制の公平性や公正性など、そのようなところでは若干インセンティブという言葉は合わないような気がするのですが、その点についてどのように考えられますか。

○中里会長

立派な立場があるわけでもないですが、インセンティブとは、ある方向に人々を誘導しようということです。ただ、税制でどの程度まで人々の行動がある方向に誘導されるかは、そのような場合もあるでしょうし、そのようにいかない場合もあるでしょうから、そう簡単ではないでしょう。結果として、例えば共稼ぎの子育て世代の方々が安心して子育てができ、あるいは独身の方が安心して結婚できるという方向に持っていくことができれば、税制としてはまずはそれでよいわけです。その後は、無理やりこっち行けと言うわけではなく、その方々がどうするかはその方々の御判断に委ねるといことです。

また引き続き御意見等ございましたら、私どもにお寄せいただければと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

[閉会]